

大田区における民泊等基準新旧対照表〔令和8年4月1日施行改正内容一覧〕

No	項目	新 (令和8年4月1日～)	旧	既存施設 への 猶予期間	改正対象 業種*
1	緊急時かけつけ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩10分以内 ・3名以上担当者設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関不可30分以内 ・1名のみ対応可 	3年	特区 届出 旅館
2	廃棄物の処理 (回収頻度)	<ul style="list-style-type: none"> ・3日ごとに1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・7日ごとに1回 	1年	特区 届出
3	滞在者本人が適切に施設を使用しているか、状況を確認できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ設置努力義務(出入口部分) 	(設備規定なし)	即適用	特区 届出 旅館:義務化済
4	苦情問い合わせ窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日繋がることを明記 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口を設置すること 	3年	特区 届出 旅館 ※一部適用済
5	近隣住民周知 ① 周知範囲 ② 説明会 ③ 周知(掲示物)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民周知の範囲:20mへ拡大 ・生活圏を密にする建物使用者や管理者も対象 ・私道所有者への周知努力義務化 ・2回以上の開催義務化 ・A2判以上 ・掲示位置具体化 ・書面記載項目の具体化 	<ul style="list-style-type: none"> ・10mの敷地が隣接する建物の使用者 ・私道沿いの建物使用者は努力義務 (説明会規定なし) <ul style="list-style-type: none"> ・A3判以上 ・公衆の見やすい位置 	非該当	特区 届出 旅館
6	ステッカーの掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導レベル 	3か月	特区 届出:適用済
		<ul style="list-style-type: none"> ・誘導看板の設置努力義務化 ・施設看板設置努力義務化 	(規定なし) (規定なし)	即適用	特区 届出 旅館
7	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記事項証明書の提出義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有物件の場合のみ不動産登記事項証明書提出 	非該当	特区
8	外国人旅客の滞在に必要な役務	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて施設外に注意事項を掲示することを追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内だけにマニュアル設置 	即適用	特区 届出 旅館
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が利用者に、口頭で注意事項が説明できることを明記 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意事項を説明する体制があること(口頭説明の明記なし) 	即適用	特区 届出 旅館
9	一居室の床面積 (壁芯で25㎡以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし書きの規定を認めない(壁芯で25㎡以上のみ可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし書き規定(滞在に支障がないと認める場合、壁芯20㎡から可) 	非該当	特区 ※届出、旅館の床面積は法令で規定

* 特区＝大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

届出＝住宅宿泊事業

旅館＝不在型旅館業(玄関帳場を設けない施設その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業施設)